

# 第1章

## 第7期計画の概要



## 1. 計画策定の主旨

わが国では、平成37年（2025年）にはいわゆる「団塊の世代」（昭和22年～昭和24年生まれ）の人が全て75歳以上に到達し、その後もさらに高齢化の進展が予想されています。

要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして平成12年（2000年）4月に導入された介護保険制度は、平成30年（2018年）に19年目を迎え、介護が必要な高齢者の生活を支える制度として、必要な改正が行われてきました。

その一方で、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者や認知症の人の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、高齢者を介護する家族の介護負担による離職、高齢者の孤立化や高齢者虐待、さらには少子化の進展による地域社会の担い手の減少といった問題が顕在化しています。また、介護保険制度の利用者が増加することにより、介護や医療などの社会保障費が急激に増加する中で、介護に携わる人材の不足も懸念され、持続可能な社会保障制度の確立に向けた抜本的な見直しが必要となっています。

このような状況を受け、国は平成29年（2017年）には、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療・介護の連携の推進、現役世代並みの所得のある人の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われたところです。

本市では、介護保険制度発足時から基本目標として「ともに支え育てる豊かな高齢社会の実現」を掲げ、平成18年（2006年）3月に策定した「第3期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」では、予防重視型システムへの転換に向けた取り組みを進め、さらには、平成24年（2012年）3月に策定した「第5期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「第5期計画」という。）」以降、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを推進してきました。

また、平成30年（2018年）4月から中核市へ移行することにより、新たに「公衆衛生」の拠点となる保健所を持つことで保健・福祉・医療の連携がより効果的・効率的となります。

上記を踏まえ、平成27年（2015年）3月に策定した「第6期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下「第6期計画」という。）の実施状況の評価、検証を行い、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えて、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者の尊厳の保持と自立生活を支援するという目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の実情に応じた包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進をめざす、平成32年度（2020年度）までを期間とする「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「第7期計画」という。）」を策定するものです。

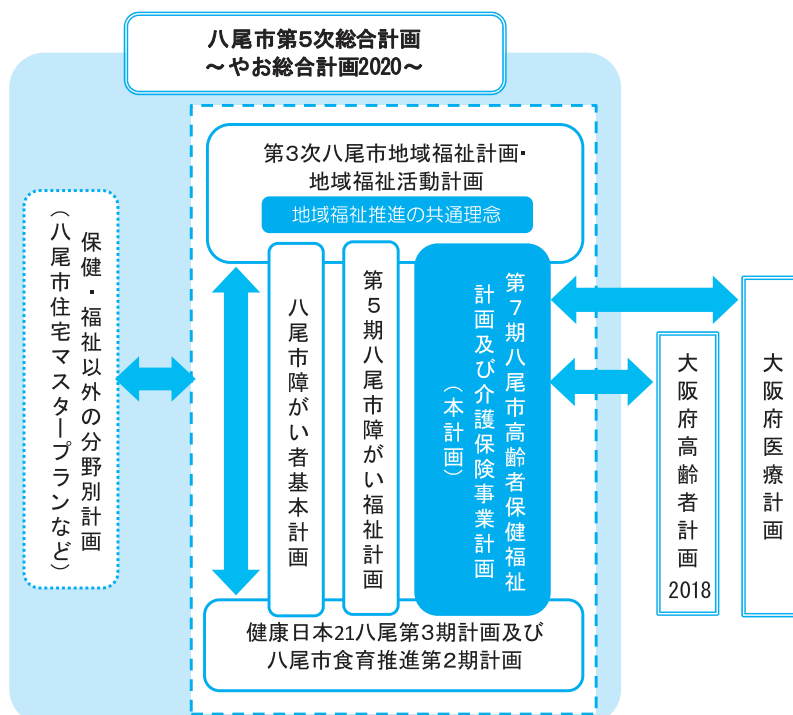
## 2. 計画の性格

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と従前の老人保健事業の内容である保健計画を一体的に策定した「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。したがって、高齢者保健福祉計画としての高齢者の福祉施策及び健康づくりに関する施策等を推進するための内容と、介護保険事業計画として介護サービスの円滑な実施を図るとともに、サービス提供体制の確保及び効率的な運営を実現するための内容の2つの内容を含んだ計画となっています。

本計画は、平成23年度（2011年度）からの10年間を計画期間とする「八尾市第5次総合計画」（以下「第5次総合計画」という。）の高齢者保健福祉に関する分野別計画として位置付けられています。第5次総合計画では、将来都市像を『元気をつなぐまち、新しい河内の八尾』と定め、まちづくり目標の1つとして「誰もが安全で安心して住み続けられる八尾」を掲げており、この目標の実現に向けて、高齢者保健福祉施策や介護保険事業の取組みを進めていきます。

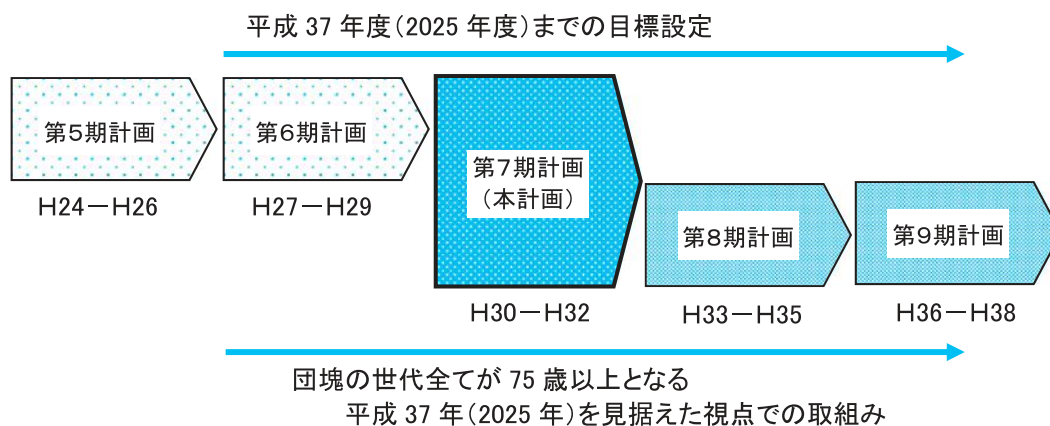
また、第5次総合計画の推進にあたっては、「八尾市全体のまちづくり」と「地域のまちづくり」の両方の視点によるまちづくりを進めていくこととしています。特に、「地域のまちづくり」では、各小学校区を基本的な単位とし、地域の自主性や多様性を尊重し、それぞれの地域の想いを反映したまちづくりを進める「地域分権」の考えに基づくまちづくりを進めていくこととしています。

さらに、「第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「第3次地域福祉計画」という。）をはじめとする各分野別計画と調和のとれた計画とするとともに、計画策定にあたっては、国・大阪府の策定指針に基づき協議を行い、大阪府の「大阪府高齢者計画2018」及び「大阪府医療計画」などの考え方を踏まえた計画としています。



### 3. 計画期間

本計画は、第6期計画に引き続き、団塊の世代全てが75歳以上となる平成37年（2025年）のめざすべき姿を念頭において進めるもので、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とします。



## 4. 計画策定の経過

### (1) 計画の策定体制

#### ①庁内検討

第5次総合計画や第3次地域福祉計画をはじめとする各種計画との整合性を確保した計画とするため、地域福祉部内での検討をはじめ、関係部局との調整を図りつつ計画を策定しました。

#### ②介護保険運営協議会での協議

学識経験者や各種団体の代表者、市民委員等で構成される「介護保険運営協議会」において、これまでの実績や給付分析結果などについて協議するとともに、本計画について幅広い見地からの意見を聴取しました。

#### ③アンケート調査

##### ア) 高齢者実態調査

計画策定にあたり基礎的な資料を作成するため、無作為抽出した要介護認定を受けていない65歳以上の人に対して、平成29年（2017年）2月に日頃の健康や活動の状況、保健福祉サービスの利用状況や意向などに関するアンケート調査を実施しました。

##### イ) 要介護認定者等実態調査

計画策定にあたり基礎的な資料を作成するため、無作為抽出した要介護認定を受けている人に対して、平成29年（2017年）2月に介護サービスの利用状況や意識などに関するアンケート調査を実施しました。

##### ウ) 在宅介護実態調査

高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労の継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するにあたり、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている人に対して平成28年（2016年）12月に在宅介護の状況などに関するアンケート調査を実施しました。

##### エ) その他調査

サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）の登録数が著しく増加しており、介護保険サービスへの影響が見込まれる中、計画策定にあたっての基礎的な資料を作成するため、サ高住に係る登録事業者に対して、平成29年（2017年）3月に入居者の情報や今後の事業展開、運営課題などの実態に関するアンケート調査を実施しました。

### (2) 市民意見の反映

本計画の素案の段階で、「市民意見提出制度」に基づいて、平成29年（2017年）12月25日から平成30年（2018年）1月24日の間でパブリックコメントを実施し、本計画に市民の意見を反映しました。

## 5. 計画の進行管理

### ①介護保険運営協議会

学識経験者や各種団体の代表者、市民委員等で構成される「介護保険運営協議会」を毎年度開催し、給付状況や各種調査結果の分析、地域密着型サービスを行う事業者の指定、その運営状況に関する評価などについて協議を行い、その結果を公表し、サービスの適正な運用を確保するとともに、介護保険制度の円滑かつ適切な運営を図ります。

### ②地域包括支援センター運営協議会

学識経験者や各種団体の代表者、市民委員等で構成される「地域包括支援センター運営協議会」を毎年度開催し、公正・中立性の確保の観点から、校区高齢者あんしんセンター<sup>\*</sup>で行う包括的支援事業の運営状況などを評価し、事業の円滑な実施を図ります。

<sup>\*</sup>「地域包括支援センター」は、平成29年4月から、地域の皆様により親しみやすく身近に感じていただけるよう、「高齢者あんしんセンター」を愛称としています。

### ③行政評価による進行管理

本市では、市政運営全体の進行管理の仕組みとして行政評価を導入しているため、本計画に計上する各事業の進行管理については、行政評価の事務事業評価を活用して毎年度行います。

また、第7期計画の策定にあたっては、介護保険の理念である自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進するため、地域における共通の目標を設定し関係者間で目標を共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・評価・見直しすること（PDCAサイクル）が重要となっています。

上記を踏まえ、本市の実情に応じた目標を設定し、各年度において計画の進捗状況を評価するとともに、新たな取組みにつなげていきます。

## 6. 介護保険法の主な改正内容

平成29年（2017年）6月に「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、介護保険制度については平成30年（2018年）4月以降に改正された内容で順次施行されることとなります。改正内容の概略は以下のとおりです。

### （1）地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の充実を引き続き図るため、保険者機能の強化等に基づくさまざまな取組みの推進や、包括的な支援体制の整備、地域づくりなどを進めることとされています。

#### ①保険者機能強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組むことのできる仕組みが制度化されます。

- ア) データに基づく課題分析と対応
- イ) 適切な指標による実績評価
- ウ) 財政的インセンティブの付与

#### ②医療・介護の連携の推進等

日常的な医学管理、看取り・ターミナルケア等の機能と生活施設としての機能を併せ持つ施設として、介護医療院が新たに創設されます。

また、医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定が整備されます。

#### ③地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等

高齢者や子ども、障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、さまざまな生活課題について「自助」「互助」「共助」「公助」のそれぞれの役割において、連携し、解決していくための取組みが推進されます。

- ア) 地域福祉推進の理念に基づく地域づくり
- イ) 理念実現のため、市町村に包括的な支援体制づくりを努力義務化

また、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスが介護保険と障がい福祉の両制度に位置付けられたことから、利用者の状況に即した環境整備に取り組めます。

### （2）介護保険制度の持続可能性の確保

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に



じた負担を求める観点から、現役並みの所得を有する人の負担割合が2割から3割へ引き上げられます。

また、医療保険者の負担能力に応じた負担とする観点から、被用者保険等の保険者では介護納付金の負担が総報酬額に応じたものとされます。

### (3) その他

#### ①地域包括支援センターの機能強化

市町村における適切な人員体制を促すため、地域包括支援センターには事業の自己評価と質の向上を図ること、市町村には地域包括支援センターの事業の実施状況の評価が義務付けられます。

#### ②認知症施策の推進

認知症施策をより一層推進させるため、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)(以下「新オレンジプラン」という。)の基本的な考え方が介護保険制度に位置付けられます。

#### ③居宅サービス事業所等の指定に対する保険者の関与強化

市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、都道府県による指定に関して、拒否や条件付加を可能にする仕組みが導入されます。

また、小規模多機能型居宅介護等をさらに普及させる観点から、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込み量に達しているとき等に、事業所の指定を拒否できる仕組みが導入されます。

#### ④有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令措置が新設されます。

また、事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象が拡大されます。

#### ⑤介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し

介護保険適用除外施設(障がい者支援施設等)を退所して介護保険施設等に入所した場合に、適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、適用除外施設入所前の市町村が保険者となります。

